

ア 審査方法

選定委員会において、提案書等の内容について評価基準に基づき審査を行う。選定委員ごとに技術点の合計点と価格点を合計し点数が高い順に順位を付し、順位点をつけるものとする（1位＝1点，2位＝2点，3位＝3点，・・・）。

評価項目、配点は本要領8の評価表（表1）のとおりとする。ただし、総合計が1000点中600点を満たさない場合は失格とする。

イ 優先交渉権者の決定

選定委員全員の順位点を合計し、順位点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、次に合計点が高い者を次点とする。順位点の合計点が同点の場合は、同点者のうち選定委員の技術点の総和の高い提案者を、技術点の総和も同点の場合は、くじで優先交渉権者を選定する。

ウ 企画提案説明会（プレゼンテーション）における留意事項

①プレゼンテーションは、準備時間を除く20分以内で行うものとする。提出した書類以外の追加資料は使用できない。

②必要な機材等は各自準備すること。ただし、アンプ（マイク付き）及びプロジェクター、スクリーンについては下記のことを事務局で用意するが、各自で持ち込むことも可能とする。

【備品詳細】

・プロジェクター：三菱LVP-XD300

・スクリーン：1500×2000（ワンタッチ型9kg）

③説明者は、1者につき3名以内とする。（機材操作者を含む。）

④プレゼンテーションのあと、選定委員によるヒアリングを10～15分程度行う。ヒアリング終了後、退出すること。

⑤プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

⑥提案者が1者の場合であっても、プレゼンテーションは実施する。

なお、新型コロナウイルスの影響により、公衆衛生上の観点から提案者と委員が一堂に会して行う選考会の実施が望ましくないと判断される場合は、実施方法・日時を変更する可能性があるが、その場合の詳細については5月26日（火）までに参加表明者全員に電子メールにより通知する。

（3）選定結果の通知及び公表

選定結果は、令和2年6月11日にプレゼンテーション実施者全員に通知する。市ホームページには優先交渉権者の名称、順位点の合計を掲載する。その他の事業者については、事業者名を伏せて順位点の合計を掲載する。なお、選定に関する評価内容は公表せず、内容等の問い合わせには一切応じない。

1.1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 公告に定めた参加要件資格を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領等で示された提出期限、提出方法及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為が明らかになった場合
- (5) 見積書の金額が本要領 2 (3) の上限総額を超過した場合
- (6) 審査における内容評価点が基準を下回った場合
- (7) 労働者派遣契約の見積価格が本市の定める最低制限価格 (単価) 未満であった場合

1.2 契約

提出された企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、市と優先交渉権者にて契約内容の協議を経て、随意契約により契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議において双方が合意に至らなかった場合は、次点候補者との協議を行うものとする。

契約手続は、新潟市契約規則 (昭和 59 年新潟市規則第 24 号) の定めるところにより行う。なお、契約締結後において前記 1.1 の失格事項、又は不正と認められる行為が判明した場合は、市は契約を解除できるものとする。

1.3 その他

(1) 守秘義務

本プロポーザルに参加する者は、参加にあたり知り得た個人情報、事業者の情報、その他の本市の情報 (公知の事実を除く) を漏らしてはならない。

(2) 費用負担

本プロポーザルに関して発生する一切の費用は、提案者の負担とする。

1.4 担当部署

新潟市こども未来部 保育課 運営グループ

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電話番号：025-226-1225 (直通)

電子メールアドレス：hoiku@city.niigata.lg.jp